

平成 25 事業年度

決算報告書

日本司法支援センター

平成25事業年度 決算報告書

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注1)
運営費交付金	12,836	12,836	0	
受託収入	18,080	17,446	△ 634	
補助金等収入	117	79	△ 37	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,954	10,663	△ 1,291	(注2)
事業外収入	2,293	2,345	52	
計	45,280	46,701	1,421	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	6,927	8,083	1,156	
うち人件費	4,729	5,015	286	(注3)
物件費	2,198	3,068	870	(注4)
事業経費	20,273	17,666	△ 2,606	
うち民事法律扶助事業経費	19,487	16,844	△ 2,643	(注5)
その他事業経費	786	822	37	
受託経費	15,686	15,200	△ 486	
うち国選弁護士確保事業経費	12,794	12,503	△ 290	(注6)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,892	2,696	△ 196	
うち人件費	2,381	2,182	△ 199	(注7)
物件費	511	514	3	
受託経費	2,394	2,246	△ 148	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,281	2,133	△ 148	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	93	94	0	
物件費	20	20	△ 0	
計	45,280	43,195	△ 2,084	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注2)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の予算額と決算額の差は、退職手当の支出が多かったことなどによる。

(注4)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注5)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注7)

国選弁護士確保業務に係る人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注8)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成25事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	-	3,331	3,331	(注1)
運営費交付金	12,836	12,836	0	
補助金等収入	117	79	△ 37	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	11,954	10,663	△ 1,291	(注2)
事業外収入	2,293	2,345	52	
受託収入	2,394	2,246	△ 148	
計	29,594	31,501	1,907	
支 出				
一般管理費(国選弁護人確保業務に係る経費を除く。)	6,927	8,083	1,156	
うち人件費	4,729	5,015	286	(注3)
物件費	2,198	3,068	870	(注4)
事業経費	20,273	17,666	△ 2,606	
うち民事法律扶助事業経費	19,487	16,844	△ 2,643	(注5)
その他事業経費	786	822	37	
受託経費	2,394	2,246	△ 148	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	2,281	2,133	△ 148	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	113	113	△ 0	
うち人件費	93	94	0	
物件費	20	20	△ 0	
計	29,594	27,996	△ 1,598	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分5,191百万円から当年度の事業外収入に充てることとした2,211百万円を除いたもの及び政府出資金351百万円である。

(注2)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

人件費の予算額と決算額の差は、退職手当の支出が多かったことなどによる。

(注4)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設・移転等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注5)

民事法律扶助事業経費の予算額と決算額の差は、代理援助(東日本大震災法律援助事業による代理援助を含む。)の実績が少なかったことなどによる。

(注6)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成25事業年度 決算報告書

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
受託収入	15,686	15,200	△ 486	
計	15,686	15,200	△ 486	
支 出				
受託経費	15,686	15,200	△ 486	
うち国選弁護士確保事業経費	12,794	12,503	△ 290	(注1)
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	2,892	2,696	△ 196	
うち人件費	2,381	2,182	△ 199	(注2)
物件費	511	514	3	
計	15,686	15,200	△ 486	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

国選弁護士確保事業経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士報酬の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。